

看護教育用教材貸出要領

1 目的

広島県内の中学校、高等学校等の学生に対し、看護の対象を理解するうえで教育が効果的に行える体制を支援するため、教材を使用する者に対して、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）が看護教育用教材の貸出しを行う。

2 貸出教材

貸出教材については、下記別表の教材とする。

3 貸出対象者

広島県内の中学校・高等学校等で開催される看護の出前授業または、ふれあい看護体験等で看護の対象の理解促進のための教材として使用する者（本会会員）とする。ただし、会長が必要と認める者については、この限りではない。

4 貸出の受付

教材の貸出を希望する者は、事前に本会へ教材の貸出の可否を確認する。貸出の受付は、使用予定日の2か月前からとする。なお、原則として先着順とする。

5 貸出申請

貸出可能な場合は、看護教育用教材貸出申請書（教材貸出 様式1）を本会会長に提出する。本会は申請書受理後、貸出しの手続きを取るものとする。

6 貸出方法

教材の貸出は、本会での受け渡しまたは、本会からの送付とする。本会での受け渡しの場合は原則として土・日・祝日を除く9:00~17:00までとする。送付の場合は原則前日までに到着するよう発送する。

7 貸出期間

教材の貸出期間は原則として7日以内（貸出日から返却日まで）とする。

8 費用の負担

1) 教材の使用料は無料とする。

2) 送付に係る経費の負担は以下のとおりとする。

(1) 教材の運送料（本会からの送付及び返却に係る経費、※保険料）は借受者の負担とする

(2) 本会が出前授業を依頼し、講師が使用する場合は、運送料は本会が負担する。

9 使用上の留意事項

1) 看護教育目的以外には使用しない。

2) 使用後は点検内容を看護教育用教材使用報告書（教材貸出 様式2）に記入の上、速やかに返却する。

3) 故意または過失により器材を破損または紛失したものは、速やかに本会に報告し、それによって生じた損害を本会に賠償しなければならない。

附則

この要領は、令和5年8月18日から施行する。

別表

教材名	メーカー名	計
妊婦体験ジャケットモデル	ニッター	1 体
疑似体験セットまなび体<片マヒ用>	特殊医療	1 体
DVD『うまれる』	うまれるパートナーズLLP	1 本

※DVD『うまれる』については、図書室からの貸出もしています。